

個人情報の取扱に関する弘前大学との取引について

国立大学法人弘前大学（以下「本学」という。）が、個人情報の取扱いに係る業務を外部へ委託する際は、個人情報保護の重要性の観点から、以下のとおり取り扱いますのでご協力をお願いいたします。

1. 対象

対象とする業務は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本学が保有している個人情報を委託先に引き渡して、入力・加工・編集・保管など何らかの作業をしてもらうもの
- (2) 委託先が委託業務の履行過程において個人情報を取得し、当該個人情報を取り扱うもの（本学の保有個人情報を引き渡していないものを含む。）

2. 管理体制等の確認

個人情報の取扱いに係る業務を外部へ委託する場合、委託先における個人情報の保護、管理体制等が適切かどうかについて、「個人情報の保護及び管理体制に関する報告書」（様式第1号）を、委託先から徴取する。

3. 覚書の締結

個人情報総括保護管理者（理事（企画担当）。以下「総括保護管理者」という。）は、個人情報の取扱いに係る業務を外部へ委託するときは、次に掲げる事項を明記した「個人情報保護に関する覚書」を委託先と締結する。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- (7) 実地検査の実施に関する事項

【該当となる委託の例示】

1 「本学が保有している個人情報を委託先に引き渡して、入力・加工・編集・保管など何らかの作業をしてもらうもの」の「何らかの」については、例示としてあげている「個人情報の入力・加工・編集・保管」以外にも、例えば、以下の案件なども該当となる。

- ・受賞者・表彰者・職員等・外部有識者等の名簿・住所録等の個人情報を含む印刷物の制作・印刷（賞状の筆耕を含む。）
- ・イベントの運営支援（参加者・講演者・受賞者・表彰者等の名簿等の個人情報を引き渡すもの）
- ・講習会、研修等の開催に当たり講師等に受講者名簿等の個人情報を引き渡すもの
- ・発送業務のうち、送付先リスト（氏名・住所等の個人情報）と送付物を委託先に引き渡して封入・封緘するもの（委託先が当該発送物を郵送等まで行うもの（梱包発送）を含む。）

※本学が封入・封緘された発送物を宅配業者・日本郵便（郵便局）に引き渡し、宅配、郵送するものは非該当

- ・申請書・願書・名簿など個人情報の集合体の資料等が含まれる廃棄・溶解
- ・個人情報を入力・保管等する情報システムの運用支援・データ管理などの業務
- ・事前に、受診者リスト・昨年の受診結果データ等を引き渡して実施する健康診断
- ・年末調整に係る申告書の記載内容の確認などの業務

2 「委託先が、委託業務の履行過程において個人情報を取得し、当該個人情報を取り扱うもの」については、例えば以下の案件などが該当となる。

- ・システム保守等で業務の過程において付随的に個人情報を取り扱うもの
- ・シンポジウム等の開催に当たり（その運営業務一式等を委託しており）委託先が参加者を募集し、名簿等に取りまとめ、後日、弘前大学へ納品するもの
- ・受付業務等を委託しており、日々の受付業務等のなかで、訪問者等の個人情報を取得するもの

【非該当の取扱いとする契約について】

・原則として、個人情報の取扱いに係る業務の委託については該当となるが、例えば、履行に当たっての事務連絡等を行うためとして本学の担当職員の氏名を受託者に連絡するものについては、非該当の扱いにすることができる。

※ただし、履行にあたっての事務的な連絡であっても、

- ・外部有識者等（本学職員以外の者）の個人情報を引き渡すもの
- ・本学職員の氏名に加え、秘匿性の高い個人情報（旅費等の振込先金融機関情報、旅券番号、個人住所、経歴等）を引き渡すものなどは、該当となることに留意する。